

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書



株式会社 悠ライフ

**認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書**

令和7年10月1日現在

この認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護重要事項説明書は、利用希望者が、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを受けられるに際し、利用希望者やその家族に対し、当法人の事業運営規程の概要や認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護従事者などの勤務体制等、利用希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1、当認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業サービスについての相談窓口

電話番号	011-513-3987
管 理 者	小林 裕美子 田中 博彰

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2、運営会社の概要

(1) 運営会社

会 社 名	株式会社 悠ライフ
所 在 地	札幌市中央区南16条西9丁目1番33号
代 表 者	代表取締役 中元 秀昭

(2) 本社事務所

所 在 地	札幌市北区北40条西4丁目2番7号札幌N40ビル6階
電話番号	011-726-3987

3、当認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の概要

(1) 事業目的

株式会社悠ライフが開設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の従事者が、認知症を有し要支援2又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目

的とします。

(2) 運営方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、「利用者本位」の生活になるようサービスの提供に努めます。
- ②事業者の従事者は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を利用者と共に行う事とします。
- ③事業者の従業者は、その家族に対して精神的、身体的負担の軽減を図ると同時に、認知症への理解を深めることが出来るように努めます。
- ④事業の実施に当たっては、地域との連携・交流を密に図ると共に、協力医療機関を始め、関係市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的サービスに努めます。

(3) 当事業所の内容等

事業所名	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 満快のふる郷さくら山鼻
所在地	札幌市中央区南16条西9丁目1番33号
電話番号	011-513-3987
介護保険事業者指定番号	0170101414
利用定員	18名（1ユニット9名で2ユニット）

(4) 事業所の職員体制

職 種		勤 務 形 態
	管理者	常勤2名、内1名計画作成担当者兼務
	計画作成担当者	常勤2名、内1名介護従事者兼務
	介護従業者	常勤12名、非常勤2名

(5) 職務内容

① 管理者

管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、地域との交流促進等を行います。

② 計画作成担当者

計画作成担当者は、入居を希望する利用者及びその家族に対し、相談の窓口となり、家庭訪問等を通じ利用者の状況等の把握に努めます。入居後は、利用者の状態・希望等を踏まえ認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応

型共同生活介護計画を立案し、介護従業者と共にその実施に当たります

③ 介護従業者

介護従業者は、利用者と共に認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を元に、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を共同で行います。あくまでも、利用者が「生活の主体者」であることを忘れることなく、良きパートナーとなれるよう努めます

(6) 勤務体制（各ユニット共通）

管理者	日勤（０８：３０～１７：３０） 原則 月～金	
計画作成担当者	日勤（０８：３０～１７：３０）	
介護従業者	昼間の体制（毎日）	A勤（０７：００～１６：００）１人
	（毎日）	B勤（０８：３０～１７：３０）１人
	（毎日）	C勤（１１：００～２０：００）１人
	（適宜）	D勤（０８：３０～１２：３０）１人
	（適宜）	E勤（１３：３０～１７：３０）１人
	夜間の体制（毎日）	夜勤（１６：３０～０９：３０）１人

(7) 設備の概要

居室（全個室）	約８畳	台所	各階１ヵ所
浴室	各階１ヵ所	食卓／居間	各階１ヵ所
トイレ	各階３ヵ所	和室	各階１ヵ所

4、当事業所の特徴、サービス内容について

株式会社悠ライフが運営する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「満快のふる郷さくら山鼻」では、明るく家庭的なこじんまりとした環境の中、少人数の認知症高齢者が個々に有する力を最大限に発揮し、自立して生活するための必要な介護及び支援を提供します。

「満快のふる郷さくら山鼻」の基本とするところは、「認知症高齢者が自らの家であたり前の生活を送ることができるような環境作り」を行うことです。

具体的には、入居される利用者それぞれの認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、なじみの同居者やスタッフと一緒に生活しながら、自分らしくふるまえる場、家族的な人間関係を築きながら、生活を営むことができるように支援します。

「満快のふる郷さくら山鼻」は、“ゆったりとした自由な暮らし” “穏やかで安らぎのある暮らし” “自分らしい尊厳のある暮らし” といった「至福の時間（とき）を…」の実現を目指し、日常の介護・支援に当たります。

具体的には、

- (1) 明るく家庭的な環境のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生

活動の維持、回復を図るための機能訓練を行い、利用者が有する能力が発揮できる安心と尊厳のある日常生活が営めるように努める。

(2) 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

(3) 地域や家庭の結びつきを重視した支援を行い、ご家族に対して精神的、身体的負担の軽減を図ると同時に、認知症への理解を深めることができるように努める。

地域との連携・交流を図り、市町村等保険者をはじめ、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的サービスに努める。

(4)

食事の提供及び介助・支援	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を適切な介助のもとで提供する（食事材料費は給付対象外）。食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮する。
排泄の介助・支援	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立支援を行う。おむつを使用される場合は必要に応じ随時交換する。
入浴（清拭）の提供及び介助・支援	利用者の状況や希望に応じ、必要な回数の入浴又は清拭を介助・支援適切な介助のもとで提供する。
日常生活上の機能訓練	日常生活の中での離床援助、屋外散歩同行、家事共同、レクリエーション、行事等により生活機能の維持、改善に努める。
健康管理等	連携医療機関との業務委託により、看護師が週 1～2 回勤務しており、利用者のバイタルチェック等日常的な健康管理を行う。また、連携医療機関の看護師との 24 時間連絡体制を確保しており、医療機関（主治医）との必要な連絡・調整を行う。
行政機関への手続き代行等	必要に応じて、介護保険被保険者証更新、証明書等の交付申請の代行などを行う。
相談・援助等	利用者又は家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う。
その他、利用者の洗濯、清掃、着替え、整容などの日常生活上の世話や利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援を行う。	

5、利用者の権利

利用者は、事業者のサービスに関して以下の権利を有し、これらの権利を行使することによって、いかなる不利益も受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、一般市民としての行為を行えること。
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。

6、利用者の義務

利用者は、事業者のサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の理由がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又は協力医師の指示に従うこと。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業所への立ち入り調査について協力すること。

7、入居に関する費用等について

- (1) 敷金 225,000円(家賃3か月分)

※退居の後に返金致します。退去の日付は居室内のすべての荷物・物品の搬出が完了した日となります。搬出完了までの日割家賃や、室内クリーニング・クロス張替等が発生する場合は敷金を充当して残金を返金致します。

返金は退去のあった日付の翌月末日(末日が土、日、祝の場合は前営業日)にお支払いいたします。

(2) 再入居時の敷金について

原則として225,000円(家賃3か月分)がかかります。

(3) 毎月の利用料金

家賃	75,000円		
水道光熱費	23,000円 ※1 (年度ごとに見直しをすることがあります。) ※暖房費 10月～4月 (14,000円/月) 加算されます。		
食事材料費	1,200円/1日当たり ※2 (年度ごとに見直しをすることがあります。)		
介護保険 1割負担分 (2割負担) 【3割負担】	介護度	1日当たり	1ヵ月(30日間とした場合の目安)
	要支援2	760円 (1,519円) 【2,279円】	22,800円 (45,570円) 【68,370円】
	要介護1	764円 (1,527円) 【2,291円】	22,920円 (45,810円) 【68,730円】
	要介護2	799円 (1,598円) 【2,397円】	23,970円 (47,940円) 【71,910円】
	要介護3	824円 (1,647円) 【2,470円】	24,720円 (49,410円) 【74,100円】
	要介護4	840円 (1,679円) 【2,519円】	25,200円 (50,370円) 【75,570円】
	要介護5	857円 (1,714円) 【2,570円】	25,710円 (51,420円) 【77,100円】
初期加算	入居日から30日間については、1日あたり30単位(30円)加算されます。		
	医療機関に30日を超えて入院した後に再入居した場合、退院日から30日間については、1日あたり30単位(30円)加算されます。		
協力医療機関連携加算	1月あたり100単位(101円)加算されます。		
医療連携体制加算(I)イ	1日あたり57単位(57円)加算されます。		
医療連携体制加算(I)ロ	1日あたり47単位(47円)加算されます。		

医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	1日あたり 37 単位 (37 円) 加算されます。
医療連携体制加算 (Ⅱ)	1日あたり 5 単位 (5 円) 加算されます。
口腔衛生管理体制加算	1月あたり 30 単位 (30 円) 加算されます。
口腔・栄養スクリーニング 加算	1回あたり 20 単位 (20 円) 加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月あたり 100 単位 (101 円) 加算されます。
生活機能向上連携加 (Ⅱ)	1月あたり 200 単位 (203 円) 加算されます。
科学的介護推進体制加算	1月当たり 40 単位 (41 円) 加算されます。
退去時相談援助加算	1回あたり 400 単位 (405 円) 加算されます。
退居時情報提供加算	1回あたり 250 単位 (253 円) 加算されます。
看取り介護加算	1日あたり 72 単位 (74 円) 加算されます。(死亡日以前 31～45) 1日あたり 144 単位 (146 円) 加算されます。(死亡日以前 4～30 日) 1日あたり 680 単位 (689 円) 加算されます。(死亡日前日及び前々 日) 1日あたり 1,280 単位 (1,297 円) 加算されます。(死亡日)
夜間支援体制加算 (Ⅰ)	1日あたり 50 単位 (50 円) 加算されます。
夜間支援体制加算 (Ⅱ)	1日あたり 25 単位 (25 円) 加算されます。
若年性認知症利用者受入加 算	1日あたり 120 単位 (121 円) 加算されます。
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	1月あたり 150 単位 (152 円) 加算されます。
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	1月あたり 120 単位 (121 円) 加算されます。
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅰ)	1月あたり 10 単位 (10 円) 加算されます。
高齢者施設等感染対策向上 加算 (Ⅱ)	1月あたり 5 単位 (5 円) 加算されます。
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1月あたり 100 単位 (101 円) 加算されます。

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月あたり10単位(10円)加算されます。
サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	1日あたり22単位(23円)加算されます。
サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	1日あたり18単位(19円)加算されます。
サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)	1日あたり6単位(6円)加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に18.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に17.8%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に15.5%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に12.5%を乗じた単位数
栄養管理体制加算	1月あたり30単位(30円)加算されます。
地域区分毎の上乗せ割合	7級地3% 加算
その他の費用	理美容代、オムツ代、通院費用、個人の嗜好品購入等については、実費負担となります。

- ※1 居室を占有するに当たり、外泊および入院時も費用はご負担いただきます。
- ※2 外出、外泊、入院時等において、食事(朝食・昼食・夕食のいずれか1食)を召し上がった場合は、1日当たりの費用をご負担いただきます。
- ※3 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得ます。
- ※4 要件に該当する加算については取得させていただきます。

(4) 事業所で設営している備品について

個室内	パイプハンガー
-----	---------

(5) 入居者側でご用意いただくものについて

個室内のタンス等収納家具、衣類・タオル等身の回りの品、ベッド及び布団類 個室内でのテレビ等電化製品、個室内でのティッシュペーパー等日用品

※上記のようにホテルコスト、身の回りの日用品は含まれていません。

(6) 料金の支払い方法

利用者が指定する株式会社北洋銀行の口座より、毎月20日に自動引き落としになります。(20日が、土、日、祝の場合は翌営業日となります)

8、入居退居の手続き、流れ等

□入居の流れ

- ①【家族／利用希望者】 申し込み
↓
- ②【事業者】 訪問して「重要事項説明書」説明及び「入居可能であるか調査」
↓
- ③【事業者】 入居可能と判断
↓
- ④【家族／利用希望者】 入居意思確認
↓
- ⑤【家族／利用希望者】と【事業者】 契約（契約書締結）
↓
- ⑥【家族／利用希望者】 入居費用入金
 - ・敷金
 - ・入居当月分の家賃、食事材料費、水道光熱費（入居日から残り日数分）
 - ・翌月分の家賃、食事材料費、水道光熱費
↓
- ⑦【事業者】 入金確認
↓
- ⑧【利用者】 入居

※利用開始までの、入居費用等の支払いについては、入居希望日、当月日数（28日か30日か31日）等により、金額が異なります。

※利用当月分の家賃等の計算は、当月日数で日割り計算した金額です。

※介護保険サービス分1割（2割又は3割）負担金については、翌月の請求、支払いになります。

□退居の流れ

- ①【入居者／家族】 申し込み
↓
- ②【事業者】 退去受付 退去手続き書類
↓
- ③【入居者／家族】 居室内 荷物搬出
↓
- ④【事業者】 居室内確認、預り物返却
↓

⑤【事業者】 敷金返却手続き



⑥【入居者／家族】 返却金受取

30日前までに申し出ていただき、「解約申込書」をご記入いただきます。（入居後、治療を要する著しい体力の低下、病状の悪化、共同生活が困難と判断される場合は、退居していただく事があります。）

※利用者の都合(ご逝去または長期的な入院によりお戻りになられることが困難である場合を除く)により解約申し入れ後、30日以内の退居については敷金1ヶ月分を違約金としていただきます。

9、利用についての留意事項等

(1) 利用についての留意事項

- ① 要支援・要介護認定の判断結果が、要支援2または要介護1から要介護5のいずれかであることが必要です。
- ② 主治の医師の診断書等により利用申し込み者が認知症状態にあると確認できる必要があります。
- ③ 利用後、治療を要する著しい体力の低下、病状の悪化、共同生活が困難と判断される場合は、退居していただく事があります。

(2) 利用に関するその他の留意事項

- ① 訪室・・・・・・・・時間等の制限はありません。
ただし、早朝や夜遅い時間になる場合は、ご連絡ください。
さい。
- ② 外出／外泊・・・・・・・・事前予約等は必要ありません。
ただし、長時間の外出や長期間の外泊は、事前にお申し出ください。

10、サービス提供の留意事項

- ① 利用者の心身の状態等の把握と適切なサービスに努めます。
- ② 利用者個々に、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者が日常生活を営むうえでの必要なサービスを提供致します。
- ③ 認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を始め、利用者及び家族の方に、その提供方法等を説明致します。

1 1、医療上の対応について

- ① 利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援致します。
- ② 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるように致します。
- ③ 利用者が入居後に重度化して終末期生活支援の必要が生じ、事前に利用者又は家族へ重度化した場合の対応指針を説明し同意を得ている場合は、利用者の意思ならびに家族の意向を尊重し、利用者の尊厳に配慮しながら心をこめて終末期生活支援に努めます。
- ④ 医療の供給体制の確保ならびに夜間における緊急時の対応のために、以下の協力医療機関と連携をとることとします。

医療機関名	所在地	診療科目
あさひ歯科クリニック	札幌市白石区南郷通り 3 丁目 8－2 5	歯 科 小児歯科
琴似ファミリークリニック	札幌市西区琴似 4 条 2 丁目 1 番 2 号 コルテナⅡ 1 階	内 科

1 2、非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に対する具体的な防災計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- (2) 訓練等の実施に当たっては、地域自治会等と連携して行います。
- (3) 主な、防災設備は、非常通報設置、消火器、避難誘導等の設置をしています。

1 3、サービスについての苦情

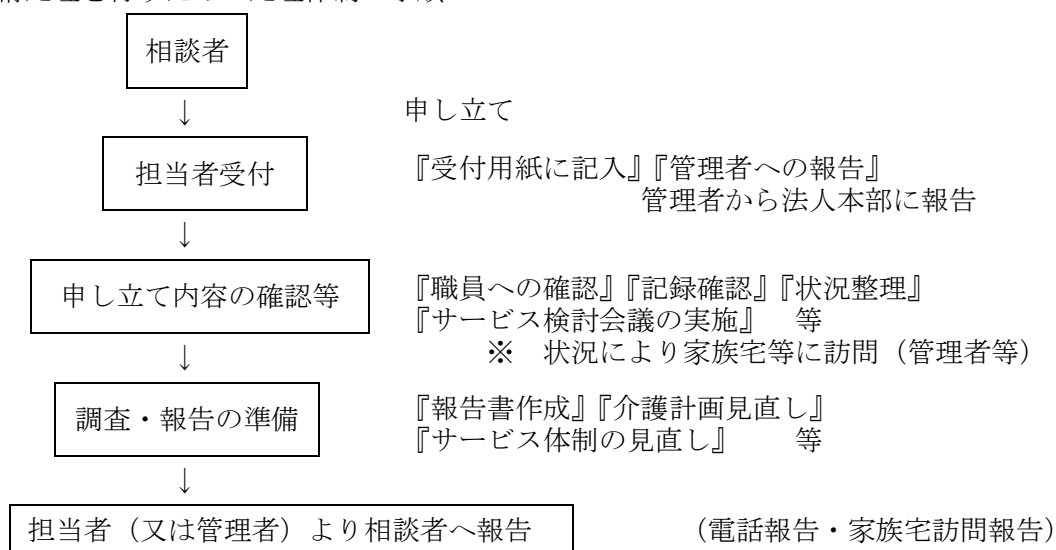
(1) 当事業所の苦情窓口

小林 裕美子 田中 博彰	0 1 1 － 5 1 3 － 3 9 8 7
--------------	-------------------------

(2) その他の苦情窓口

札幌市役所 保健福祉部介護保険課	0 1 1 － 2 1 1 － 2 9 7 2
札幌市中央区役所 保健福祉部保健福祉課	0 1 1 － 2 3 1 － 2 4 0 0
北海道国民健康保険団体連合会	0 1 1 － 2 3 1 － 5 1 6 1

苦情処理を行うための処理体制・手順



1 4、個人情報の保護

- ① 当事業所は、業務上知り得た利用者又はご家族の個人情報の保護を厳守致します。
- ② 当事業所は、協力医療機関や関係機関等との相談、会議等を開催する場合、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、利用者又はご家族に同意を得ることとします。

1 5、事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族と保険者に連絡するとともに、ケアマネージャー、関係機関等に連絡し、必要な処置を講じます。

また、当事業所が入居者に対して提供したサービスにおいて、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、保険にて損害賠償を速やかに行います。

損害保険加入先：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	☐ 有	☐ 無
実施した直近の年月日	令和	年 月 日
実施した評価機関の名称		
評価結果の開示状況		

